

(1) 納入金一覧

種 別	年 額 (円)	前 期		後 期		納入方法等
		金 額 (円)	納 期	金 額 (円)	納 期	
授 業 料	234,600	117,300	4月	117,300	10月	
寄 宿 料	一人部屋 9,600	月額 800	(4月の口座振替時に年額前払い)			口座振替 (4月及び10月の26日)
	複数人室 8,400	月額 700				

種 別	年 額 (円)	納入金額等				備 考	納入方法等	
		金 額 (円)		納 期				
その他の納入金	後援会入会金	10,000	10,000	4月	(入学時のみ)		口座振替 (4月及び10月の26日)	
	後 援 会 費	17,000	17,000	4月	年 額			
	学 生 会 費	6,000	6,000	4月	年 額			
	入 寮 金	1,000	1,000	入寮のとき	(4月又は入寮のとき)			
	寮 費	男子寮	66,000	月額	6,000	4月		(留学生を除き9月分は不要)
		女子寮	89,100	月額	8,100			
		留学生	84,000	月額	7,000			
	寮 生 会 費	2,000	2,000	4月	(4月又は入寮のとき)			
TOEIC 受験料積立金	3,000	3,000	4月	(3, 4年生のみ)				
給 食 費	食事材料費 1日 720 (朝 170 昼 260 夕 290) 給食に関する諸経費 1ヵ月 6,825	1ヵ月分の材料費に諸経費を加えた金額(税込)			口座振替 (毎月26日) 支払先:給食 委託業者			

※在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

※今後学生寮の改修が行われ、一人部屋が設置される予定です。一人部屋に入寮する場合は、入寮する月から寄宿料は月額800円になります。

※女子寮改修に伴いリース契約にてエアコンを設置したため、平成24年度から女子寮の寮費はリース料及び電気代分(月額2,100円)増額され、月額8,100円となります。また、今後男子寮棟にエアコンが設置された場合には、設置された月から女子寮と同様に改定されます。

※留学生の部屋は月額7,000円となります。

(2) 授業料免除制度〔4年生以上〕

授業料の免除は、年度を前期（4月～9月）及び後期（10月～翌年3月）に分け、授業料の納付が困難であり、かつ学業成績が優秀であると認められる者に対し、本人の申請に基づき、選考のうえ授業料の全額又は半額を免除する制度です。詳細については、学生課学生・就学係に相談してください。

1. 免除対象者

授業料は、前期分は4月に、後期分は10月に納付しなければなりません。

ただし、次の各号の一に該当する者は、授業料の免除を受けることができます。

各期（前期・後期）毎に申請を受け付けます。

- (1) 経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- (2) 授業料の納付期限前6ヶ月以内（新入生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合については、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

2. 免除の申請手続

免除の申請を希望する学生に対し、説明会（学級担任及び掲示により通知）を実施します。前期分については1月、後期分については7月に開催を予定しています。

申請者は、説明会時に配付する所定の書類に必要事項を記入し、関係書類を添えて「提出期限」に示された期間内に学生・就学係に提出してください。

3. 免除の許可・不許可の決定

免除の許可・不許可は、選考のうえ決定し、その結果を本人及び保証人に通知します。

免除を申請した者は、許可・不許可が決定するまで、授業料の徴収が猶予されます。選考の結果、不許可の者は全額を、半額免除となった者はその残額を、指定する期限内に納付して下さい。納付を怠った場合は除籍となりますので、注意してください。

(4) 入学料免除及び徴収猶予、授業料免除及び

徴収猶予並びに寄宿料免除規則（抜粋）

第1章 総則

(趣旨)

第1条 宇部工業高等専門学校学則に基づく入学料の免除及び徴収猶予、授業料の免除及び徴収猶予（月割分納を含む。以下同じ。）並びに寄宿料免除の取扱いに関しては、この規則の定めるところによる。

第2章 入学料の免除及び徴収猶予（略）

第3章 授業料の免除

(経済的理由による場合)

第7条 本校の学生（聴講生、科目等履修生及び研究生等を除く。以下同じ。）で経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者には、本人の申請に基づき選考委員会の議を経て、各期の授業料の全額又は半額を免除する。

(免除の手續)

第8条 前条に該当する者で免除を受けようとする者は、所定の免除申請書に保証人が連署し、次の書類を付して、第9条に規定する提出期限までに校長に提出するものとする。

- (1) 本人又は保証人の居住地の市町村長の証明書
 - (2) 学資負担者が疾病のため勤労にたえない場合は、医師の診断書
- 2 前項に定める書類のほか、必要に応じ、源泉徴収票、所轄税務署の証明書等の提出を求めることがある。

(申請書の提出期限)

第9条 前条の免除申請書は、年度を2期に分けそれぞれの期日までに提出するものとする。

前期 3月15日から3月31日まで

後期 9月15日から9月30日まで

(免除の額)

第10条 第7条及び第13条に規定する授業料の免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

(休学の場合)

第11条 休学の許可をした場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料の全額を免除する。

(死亡又は行方不明の場合)

第12条 死亡又は行方不明のため除籍した場合は、未納の授業料の全額を免除することがある。

(災害等の場合)

第 13 条 授業料の各期ごとの納期 6 月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前 1 年以内）において、学資負担者が死亡し、又は本校学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難と認められる場合は、本人の申請に基づき災害等の発生した翌期に納付すべき授業料を免除することがある。ただし、災害発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前である場合においては、当該期の授業料についても免除することがある。

2 前項の申請には、学資負担者が死亡した場合は同一世帯員の住民票の写し、本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合は、関係罹災証明書を添付しなければならない。

(授業料未納により退学を命じた場合)

第 14 条 授業料の未納を理由として退学を命じた場合には、未納の授業料の全額を免除することがある。

(徴収猶予中の退学の場合)

第 15 条 授業料の徴収猶予を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

(免除審査)

第 16 条 校長は、第 7 条及び第 13 条の規定による授業料免除の申請があった場合は、選考委員会の議を経て、結果を本人及び保証人に通知する。

(許可の取消)

第 17 条 第 7 条及び第 13 条に規定する授業料免除の許可を得た者で、次の各号の一に該当したときは、許可を取消することができる。

- (1) 免除の申請について虚偽の事実が判明したとき。
- (2) 免除の事由が消滅したとき。

第 4 章 寄宿料の免除

(死亡又は行方不明の場合)

第 18 条 死亡又は行方不明のため除籍した場合は、未納の寄宿料の全額を免除することがある。

(災害の場合)

第 19 条 本校の学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け納付が著しく困難と認められる場合は、本人の申請に基づき災害当月の翌月から 6 月間の範囲内において、校長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することがある。

2 前項の申請には、関係罹災証明書を添付しなければならない。

(授業料未納により退学を命じた場合)

第 20 条 授業料の未納を理由として退学を命じた場合は、未納の寄宿料の全額を免除することがある。

(免除審査)

第 21 条 第 16 条の規定は、第 19 条による寄宿料の免除にこれを準用する。

第5章 授業料の徴収猶予

(猶予の資格)

第22条 本校学生で次の各号の一に該当する場合は、本人（第2号の場合は保証人）の申請に基づき授業料の徴収猶予を許可することがある。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 本人又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合
- (4) その他やむを得ない事由があると認められる場合

(猶予の手続)

第23条 前条の許可を受けようとする者は、所定の猶予申請書に保証人が連署して、前期分については、3月31日までに、後期分については、9月30日までに校長に提出するものとする。

(猶予の許可期限)

第24条 猶予の期限は、前期分は9月末限りとし、後期分は2月末日限りとする。

(月割分納)

第25条 特別の事情がある場合には、月割分納を許可することがある。

2 月割分納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、毎月当月分を20日までに納付するものとする。ただし、休業中の分は、その休業開始前に納付しなければならない。

(許可の取消)

第26条 徴収猶予を許可された者で、許可の決定後猶予の理由が消滅したものについては、授業料免除の場合の手続きに準じ許可を取り消す。

(徴収猶予審査)

第27条 第16条の規定は、授業料の徴収猶予にこれを準用する。

附 則

- 1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 昭和37年7月18日施行の「宇部工業高等専門学校授業料減免猶予及び寄宿料免除規則」は廃止する。

(省略)

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(2) 授業料免除制度

授業料は、年度を前期（4月～9月）及び後期（10月～翌年3月）に分け、前期分は4月に、後期分は10月に納付しなければなりません。授業料の免除は授業料の納付が困難であり、かつ学業成績が優秀であると認められる者に対し、本人の申請に基づき、選考のうえ授業料の全額又は半額を免除する制度です。詳細については、学生課学生係に相談してください。

1. 免除対象者

本校の第4・第5学年及び専攻科に在籍している者で、次の各号の一に該当する者は、授業料の免除を受けることができます。

①経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められた場合

②授業料の納付期限前6ヶ月以内において、学資負担者が死亡し又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

※第1～第3学年については、「高等学校等就学支援金」制度により、経済的負担が軽減されるため、原則的に授業料免除の対象にはなりません。また、「高等学校等就学支援金」制度により授業料の全額が支援されない者で、家計急変等があり、所定の基準を満たす場合には、授業料の残額相当額を免除することがあります。

2. 免除の申請手続

免除の申請を希望する学生に対し、説明会（学級担任、掲示、及びホームページにより通知）を実施します。（前期分については1月、後期分については7月に申請説明会を予定しています。）

申請者は、説明会時に配布する所定の書類に必要事項を記入し、関係書類を添えて「提出期限」に示された期間内に学生係に提出してください。

3. 免除の許可・不許可の決定

免除の許可・不許可は、選考のうえ決定し、その結果を本人及び保証人（保護者）に通知します。

免除を申請した者は、許可・不許可が決定するまで、授業料の徴収が猶予されます。

選考の結果、不許可の者は全額を、半額免除となった者はその残額を、指定する期限内に納付して下さい。納付を怠った場合は除籍となりますので、注意してください。

(3) 奨学金制度

学生に対する育英奨学事業は、日本学生支援機構、地方公共団体、公益法人、学校法人などが行っております。日本学生支援機構奨学制度は、募集時期に説明会を開催します。

また、地方公共団体、公益法人、学校法人の奨学制度につきましては、学生・就学係へお問い合わせください。

1. 日本学生支援機構

独立行政法人日本学生支援機構法に基づき、人物、学業成績が優秀でありながら経済的な理由により修学が困難な学生に対し、第一種奨学金（無利子：1～5年生）及び第二種奨学金（有利子：4，5年生のみ）で貸与される制度です。

(1) 奨学生の採用手続

奨学金の貸与を受けるための手続等は、次のとおりです。

- ① 奨学金の貸与を希望する学生に、貸与を受けるための手続等の説明会（学級担任及び掲示により通知）を開催します。
- ② 奨学金の貸与を希望する学生は校長（学生・就学係）に願書を提出します。
- ③ 出願者の中から適格者（日本学生支援機構の推薦基準に合致する者）を選考し、日本学生支援機構に推薦します。
- ④ 日本学生支援機構は推薦を受けた出願者について、学業成績、家計の収入等を審査し採用を決定します。
- ⑤ 採用決定の結果を保護者へ通知します。
- ⑥ 奨学金が、毎月、奨学生の預金口座に振り込まれます。

(2) 奨学生の推薦基準

① 学業成績

- ・ 1 学年 1 次採用（4 月） 中学の成績 3. 5 以上
- ・ 2 学年以上（1 学年 2 次採用含む） 成績指数が属する学科の人員の 60% 以内の者

詳しいことは、学生・就学係にお問い合わせください。

② 家計収入

家族構成により異なりますので学生・就学係にお問い合わせください。

(3) 奨学金の貸与月額（第一種）

入学年度	学年	自宅	自宅外
2010 ～ 2012 年度 (平成 22 ～ 24 年度)	1 ～ 3 年	10,000 円 21,000 円 のいずれか選択	10,000 円 22,500 円 のいずれか選択
2008 ～ 2009 年度 (平成 20 ～ 21 年度)	4 ～ 5 年	30,000 円 45,000 円 のいずれか選択	30,000 円 51,000 円 のいずれか選択

(4) 独立行政法人国立高等専門学校機構における

授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則(抜粋)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（機構規則第35号）第12条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が設置する高等専門学校（以下「学校」という。）における授業料，入学料及び寄宿料の免除並びに授業料及び入学料の徴収猶予(以下「授業料免除等」という。)の取扱いについて定める。

(適用範囲)

第2条 機構における授業料免除等は，他に特別の定めがある場合を除くほか，この規則の定めるところによる。

2 授業料免除等は，学校の学科及び専攻科の学生（聴講生，研究生又は科目等履修生を除く。）（以下「学生」という。）並びに学科又は専攻科に入学する者（聴講生，研究生又は科目等履修生として入学する者を除く。）（以下「入学者」という。）を対象とする。

(未決定期間内の徴収の猶予)

第3条 授業料免除等の申請に伴う許可，不許可が決定されるまでの間は，その申請に係る授業料，入学料又は寄宿料の徴収を猶予する。

第2章 授業料の免除

(経済的理由による場合)

第4条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者については，学生の申請に基づき，学校の選考機関（以下「選考機関」という。）の議を経て，各学校の校長（以下「校長」という。）は，授業料の免除を許可することができる。

2 前項の授業料免除は，年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし，当該期分ごとに許可する。

3 第1項の規定により授業料免除の許可を受けようとする者は，校長が定める各期のそれぞれの期限の日までに，次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。

- 一 授業料免除申請書
 - 二 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる、当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）及び学生を含む世帯の所得証明書等（以下「所得証明書等」という。）
 - 三 その他校長が必要と認める書類
- 4 前項の規定にかかわらず、前期において授業料の免除を申請する者が、後期においても免除申請を予定している場合は、前期の申請に併せて後期の免除申請を行うことができる。
 - 5 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

（休学又は退学の場合）

第5条 学生が休学を許可され、次の各号の一に該当する場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除することとする。ただし、休学の日が月の初日である場合にあっては、休学当月から免除することとする。

- 一 休学許可日が、授業料の納付期限以前である場合
 - 二 授業料の徴収猶予が認められている場合又は月割分納の許可を受けている場合
- 2 授業料の徴収猶予が認められている学生に対し、猶予期間満了前に退学することをその願い出により許可する場合は、月割計算により退学の翌月以降に当該学生が納付すべき授業料の全額を免除することができる。

（死亡、行方不明又は未納による除籍の場合）

第6条 死亡、行方不明又は授業料若しくは入学料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

（災害等の場合）

第7条 次の各号の一に該当する特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合には、選考機関の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の免除を許可することができる。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期分の授業料免除に代えて当該期分の授業料を免除することができる。

- 一 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
 - 二 前号に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合
- 2 前項の規定により授業料免除の許可を受けようとする者は、校長が定める各期のそ

それぞれの期限までに、次の各号の必要書類を、校長に提出しなければならない。

- 一 授業料免除申請書
- 二 所得証明書等
- 三 学資負担者が死亡した場合は、戸籍謄本又は死亡を証明する書類（以下「死亡証明書」という。）
- 四 災害による場合は、市町村等が発行する罹災証明書（以下「罹災証明書」という。）
- 五 その他校長が必要と認める書類

3 免除の額は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

（その他特別な事由の場合）

第8条 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長（以下「理事長」という。）は、第4条から第7条までに規定する以外に授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合には、授業料を免除することができる。

第3章 入学料の免除（略）

第4章 寄宿料の免除

（死亡、行方不明又は未納による除籍の場合）

第11条 死亡、行方不明又は授業料若しくは入学料の未納を理由として学籍を除いた場合は、校長は当該学生に係る未納の寄宿料の全額を免除することができる。

（災害等の場合）

第12条 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合には、選考機関の議を経て、校長は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において必要と認める期間に納付すべき当該学生に係る寄宿料の全額の免除を許可することができる。ただし、必要と認める期間が翌年度にわたる場合の免除の許可は、年度ごとに分けて行うものとする。

2 前項の規定により免除の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる必要書類を、その都度校長に提出しなければならない。

- 一 寄宿料免除申請書
- 二 所得証明書等
- 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書
- 四 災害による場合は、罹災証明書
- 五 その他校長が必要と認める書類

第5章 授業料及び入学料の徴収猶予

(授業料の徴収猶予)

第13条 学生が次の各号の一に該当する場合には、学生（当該学生が行方不明の場合には当該学生に代わる者）の申請に基づき、選考機関の議を経て、校長は、授業料の徴収の猶予を許可することができる。

- 一 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- 二 行方不明の場合
- 三 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付が困難と認められる場合
- 四 その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の授業料の徴収猶予は、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

3 前項における猶予の期間は当該期の末日を超えないこととする。ただし、前期にあって徴収猶予を認められた者のうち、特に必要があると校長が認める場合は、後期の末日まで猶予を許可することができる。

4 第1項の規定により徴収猶予の許可を受けようとする者は、校長が定める各期のそれぞれの期限の日までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。

- 一 授業料徴収猶予申請書
- 二 所得証明書等
- 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書
- 四 災害による場合は、罹災証明書
- 五 その他校長が必要と認める書類

(授業料の月割分納)

第14条 学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けるなど、授業料の納付が困難となるような特別の事情があると認められる場合は、選考機関の議を経て、校長は授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、その納付期限は毎月末日とする。

2 前項の月割分納の取扱いは、年度を前期及び後期の2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

3 第1項の規定により月割分納の許可を受けようとする者は、校長が定める各期のそれぞれの期限の日までに、次の各号に掲げる必要書類を校長に提出しなければならない。

- 一 授業料月割分納申請書
- 二 所得証明書等
- 三 学資負担者が死亡した場合は、死亡証明書
- 四 災害による場合は、罹災証明書
- 五 その他校長が必要と認める書類

(入学料の徴収猶予) (略)

第6章 補則

(免除実施可能額)

第16条 各学校における第4条及び第7条に定める授業料の免除実施可能額は、毎年度理事長が定める。

- 2 前項の額を超えて授業料の免除を行う必要が生じたときは、校長が理事長に承認の申請を行うものとする。
- 3 理事長は、前項の規定に基づき申請があった場合は、当該申請に係る学生の置かれた経済状況等に基づき予算の範囲内で当該申請の承認又は不承認を決定するものとする。

(許可の取消)

第17条 授業料免除等を許可された者が次の各号の一に該当する場合は、選考機関の議を経て、校長はその許可を取り消すものとする。

- 一 免除又は徴収猶予の理由が消滅したことが判明した場合
 - 二 免除又は徴収猶予の申請に虚偽があった場合
- 2 前項の規定により許可を取り消された者は、免除された授業料、入学料若しくは寄宿料の全額又は徴収を猶予された授業料若しくは入学料の全額を、直ちに納付しなければならない。

(不許可者等の納付)

第18条 授業料の免除が不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者は、学校が指定する日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。

- 2 入学料の免除が不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 3 寄宿料の免除又は授業料及び入学料の徴収猶予が不許可とされた者は、学校が指定する日までに納付すべき寄宿料、授業料又は入学料を納付しなければならない。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。―